

居住制限区域（浪江町）から避難した申立人ら（夫婦、未成年の子3名）について、日常生活阻害慰謝料として、申立人夫につき、持病を抱えていたことを考慮して平成26年3月から平成30年3月まで1割の増額分の賠償が、申立人妻につき、乳幼児の世話をを行ったことを考慮して平成23年3月から平成24年3月まで3割の増額分の賠償が、申立人子らのうちの1名につき、障害を抱えていたことを考慮して平成23年3月から平成30年3月まで3割の増額分の賠償が、申立人子ら3名につき、不登校に至ったこと等を考慮して一時金として一人あたり10万円の増額分の賠償が、申立人ら全員につき、避難所で過酷な避難をしたことを考慮して平成23年3月から平成23年4月まで一人あたり3割の増額分の賠償（ただし、直接請求における既払分一人あたり4万円を除く。）が、それぞれ認められた事例。

## 和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X1、同X2、同X3、同X4及び同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別表記載の損害項目（別表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

### 2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、第1項記載の損害項目についての和解金として、金383万円の支払義務があることを認める。

### 3 支払方法

（省略）

### 4 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分については、本和解の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金については、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

### 5 手続費用

本和解に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、

本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。  
令和4年12月27日

(仲介委員 市川 太)

## 別表

損害項目		期間	金額
日常生活 阻害慰謝料 (増額)	申立人X 2につき 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと	H23. 3～H24. 3	390,000
日常生活 阻害慰謝料 (増額)	申立人X 3、同X 4 及び同X 5 につき 不登校に至ったこと等	H23. 3～H30. 3	300,000
日常生活 阻害慰謝料 (増額)	申立人全員につき 避難所(体育館)で過酷な避難をしたこと	H23. 3～H23. 4	100,000
日常生活 阻害慰謝料 (増額)	申立人X 5 につき 身体の障害(先天的腎尿路疾患のため左腎無機能)	H23. 3～H30. 3	2,550,000
日常生活 阻害慰謝料 (増額)	申立人X 1 につき 中程度以上の持病(糖尿病)	H26. 3～H30. 3	490,000
上記合計			3,830,000